

# 池坊短期大学教育倫理綱領

## 1. 池坊短期大学に対する倫理

池坊短期大学（以下、本学という）に所属する教員および職員は、本学の構成員であることを深く自覚し、他の構成員に対し敬意をもって接し、共に協力して本学の目的の達成に努める。

- (1) 本学の建学の精神である「和と美」を深く理解し、その実現に貢献する。
- (2) 本務に専念すると共に、全学共同の事業に積極的に参加する。
- (3) 教員は協働して教育改革に努めると共に、職員とも協力し、相互の連携のもとに本学の円滑な運営に努める。
- (4) 役職の任にある者は、関係教職員の倫理意識の向上を重要な責務とする。

## 2. 教育者および教育支援を担う者としての倫理

教員は教育、研究、大学運営、及び社会貢献等の活動について、職員は教育支援、研究支援、大学運営、及び社会貢献等の活動支援について、各々責任ある任務を担っていることを自覚する。

- (1) 大学が定めた教育理念および教育方針等を理解し、誠実に実践する。
- (2) 自己の教育能力を開発し、授業の内容および方法を改善することについて、継続的な点検・反省に努める。
- (3) 学生の人格を尊重し、権威的な態度で望んだり、不適切な言動によって、人格を傷つけないように努める。
- (4) 授業は、基本的にシラバス（講義概要）に従って進め、あわせて学生の学習意欲を高めるよう努力する。
- (5) 教員が行なう教材の作成および使用は著作権および関係法令等を遵守し、学生が作成するレポートおよび論文等は著作権および関係法令等を遵守するように指導する。
- (6) 自己の教育活動に対する学生からの評価・批判には、真摯に対応する。
- (7) 学生に対する成績評価、単位認定等は、公正かつ公平に行う。
- (8) 本学の個人情報保護に関する規程を遵守し、学生のプライバシーを侵害しないよう努める。
- (9) 職員は、教育職員としての自覚を持ち、本学の教育理念、教育方針、及び教育内容等を深く理解するように努め、積極的な教育支援に努める。

## 3. 研究者としての倫理

教員は、大学における学問の自由と社会における学術研究の信頼性、公正性等を高めるように努めると共に、自己の専門分野における研究成果を教育に反映するように努める。

- (1) 教員は、別に定める池坊短期大学研究倫理規程を遵守する。

#### 4. 社会に対する倫理

教員および職員は、教育に関わる者として、大学に対する社会からの信頼と期待に応え、常に本学の社会的評価を高めるよう行動する。

- (1) 本学の有する人的資源および物的資源を活用して、地域社会との連携に努める。
- (2) 入学試験の公正かつ適正な実施に努める。
- (3) 学生の父母、卒業生、および関係者に対しては、適切な説明責任を果たす。

#### 5. 学校法人池坊学園内の倫理

池坊文化学院、池坊お茶の水学院、及び池坊華道文化研究所に所属する教員および職員は、本教育倫理綱領の精神を理解し、各々の構成員であることを深く自覚し、他の構成員に対し敬意をもって接し、共に協力して各々の目的の達成に努める。

#### 6. 事務および改廃等

- (1) この綱領に関する事務は、教務部が取り扱う。
- (2) この綱領の改廃は、教授会において決定する。
- (3) この綱領は、2006年6月1日から施行する。

以上